大分県宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和八年十月二十一日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第五十六号

大分県宿泊税条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（宿泊料金）

第二条　条例第二条に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

一　宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額

二　消費税、地方消費税その他の税に相当する額

三　立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額

四　前三号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大分県税事務所長が認めるものに相当する額

（課税免除の対象となる教育活動）

第三条　条例第三条第一号に規定する規則で定める教育活動は、学校又は学年を単位として実施されるもので、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一　幼稚園　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下この条において「施行規則」という。）に基づき文部科学大臣が公示する幼稚園教育要領における宿泊を伴う行事

二　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校　施行規則に基づき文部科学大臣が公示する学習指導要領における宿泊を伴う行事

三　特別支援学校　施行規則に基づき文部科学大臣が公示する特別支援学校幼稚部教育要領及び学習指導要領における宿泊を伴う行事

四　高等専門学校　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に定める教育課程の編成に基づく宿泊を伴う行事

２　条例第三条第二号に規定する規則で定める行事は、施設全体又は三月三十一日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものとする。

（特別徴収義務者としての指定等の通知）

第四条　大分県税事務所長は、条例第六条第二項の規定により宿泊税の特別徴収義務者を指定したときは宿泊税特別徴収義務者指定通知書（第一号様式）により、その指定を取り消したときは宿泊税特別徴収義務者指定取消通知書（第二号様式）により、通知するものと

する。

（特別徴収義務者の登録申請等）

第五条　条例第七条第一項の規定による申請は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書（第三号様式）により行わなければならない。

2　大分県税事務所長は、条例第七条第三項の規定により特別徴収義務者の登録をしたときは、宿泊税特別徴収義務者登録通知書（第四号様式）により、通知するものとする。

3　条例第七条第三項に規定する規則で定める様式は、宿泊税特別徴収義務者証票（第五号様式）とする。

4　条例第七条第六項の規定による届出は、宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書（第六号様式）により行わなければならない。

5　条例第七条第七項から第九項までの規定による届出は、宿泊税経営休止・再開・廃止届出書（第七号様式）により行わなければならない。

（証票を亡失した場合の措置）

第六条　条例第七条第三項の規定による証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、宿泊税特別徴収義務者証票亡失届兼再交付申請書（第八号様式）を大分県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

（申告の方法）

第七条　条例第八条第一項の規定による宿泊税の申告は、宿泊税納入申告書（第九号様式）により行わなければならない。

2　前項の申告書は、宿泊施設ごとに提出しなければならない。ただし、大分県税事務所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（申告期限の特例の要件）

第八条　条例第八条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次条第一項の申請書を提出した日（以下この条において「申請日」という。）の属する月の前十二月間（以下この条において「要件適用期間」という。）における宿泊税の徴収すべき金額の合計額が三百六十万円以下であること。

二　申請日の十二月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第七条第一項の規定による登録の申請を行っていること。

三　条例第八条第四項の規定による指定の取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から一年を経過していること。

四　要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

五　要件適用期間において、特別徴収義務者が県税に係る徴収金を滞納していないこと。

六　特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

（申告期限の特例の申請等）

第九条　条例第八条第二項の規定による指定を受けようとする者は、同項の規定の適用を開始しようとする月の前々月の末日までに、次に掲げる事項を記載した宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書（第十号様式）を大分県税事務所長に提出しなければならない。

一　特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二　宿泊施設の所在地及び名称

三　経営開始年月日

四　条例第八条第四項の規定による指定の取消しを受けた場合にあっては、その取消年月日

五　前条第一号に規定する宿泊税の徴収すべき金額の合計額

六　宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けた場合にあっては、その決定年月日

七　前各号に掲げるもののほか、大分県税事務所長が必要と認める事項

2　大分県税事務所長は前項の指定をしたとき、又は前項の指定をしないことを決定したときは、宿泊税申告納入期限特例適用者指定等通知書（第十一号様式）により、通知するものとする。

4　条例第八条第四項の規定による指定の取消しにおける同条第二項の要件については、前条第一号中「次条第一項の申請書を提出した日（以下この条において「申請日」という。）の属する月の前十二月間（以下この条において「要件適用期間」という。）」とあるのは「要件に該当する旨の確認をしようとする月の属する年の前々年十二月から前年十一月までの間」と、同条第四号及び第五号中「要件適用期間」とあるのは「要件に該当する旨の確認をしようとする月の属する年の前年一月から十二月までの間」とする。

3　大分県税事務所長は、条例第八条第四項の規定による指定の取消しをしたときは、宿泊税申告納入期限特例適用者指定等通知書（第十一号様式）により、通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第十条　条例第九条第二項に規定する規則で定める様式は、宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務の免除）申請書（第十二号様式）とする。

2　大分県税事務所長は、条例第九条第四項の規定による通知を行うときは、宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務の免除）通知書（第十三号様式）により、通知するものとする。

（納税管理人の承認等に係る手続）

第十一条　条例第十条第一項に規定する規則で定める様式による申告書は宿泊税納税管理人申告書（第十四号様式）とし、規則で定める様式による申請書は宿泊税納税管理人承認申請書（第十五号様式）とする。

2　条例第十条第三項に規定する規則で定める様式は、宿泊税納税管理人選定免除認定申請書（第十六号様式）とする。

（関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

第十二条　条例第十二条第一項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要

件（当該特別徴収義務者が次項各号に掲げる特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一　当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。）に当該特別徴収義務者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項及び第五項第四号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ　当該関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。）の概要を記載した書類

ロ　当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ハ　当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

ニ　当該関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

二　当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

三　地方税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2　前項の「特定要件」とは、次に掲げる要件（特別徴収義務者が地方税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）をいう。

一　当該関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ　当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

二　当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連関係帳簿（当該関係帳簿に関連する関係帳簿をいう。以下この号において同じ。）の記録事項（当該関連関係帳簿が、条例第十二条第一項の規定により当該関連関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第十三条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関連関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

三　当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ　取引年月日、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ　日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ　二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

3　第一項の規定は、条例第十二条第二項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項中「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4　条例第十二条第三項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5　条例第十二条第三項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一　次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

イ　当該関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ　当該関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

二　前号の入力に当たっては、次に掲げる要件（当該特別徴収義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ　スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

⑴　解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｚ六〇一六附属書ＡのＡ・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。

⑵　赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ　当該関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）。

⑴　当該記録事項が変更されていないことについて、当該関係書類の保存期間（条例第十一条第二項の規定により関係書類を保存しなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

⑵　任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ハ　当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

⑴　当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

⑵　当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

三　当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該関係書類に関連する関係帳簿の記録事項（当該関係帳簿が、条例第十二条第一項の規定により当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は条例第十三条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

四　当該関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチ

メートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

イ　整然とした形式であること。

ロ　当該関係書類と同程度に明瞭であること。

ハ　拡大又は縮小して出力することが可能であること。

ニ　知事が別に定めるところにより日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。

五　当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ　取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ　日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ　二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

六　第一項第一号の規定は、条例第十二条第三項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。

6　条例第十二条第三項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、当該関係書類のうち知事が別に定める書類（以下この項及び第八項において「一般書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第三号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該一般書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ⑵中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同号ロ中「又は受領後、速やかに」とあるのは「若しくは受領後速やかに、又は当該関係書類をスキャナで読み取る際に、」と、「、速やかに当該」とあるのは「速やかに、又は当該関係書類をスキャナで読み取る際に、当該」と、同項第四号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

7　条例第十二条第三項の特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない事情により、前三項の規定に従って関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、前三項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、前三項の規定に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったと認められるときは、この限りでない。

8　条例第十二条第三項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書

類の保存に代えている特別徴収義務者は、当該関係書類のうち当該関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした関係書類（一般書類を除く。以下この条において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下「適用届出書」という。）を、知事に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を知事に提出していない場合に限る。）は、第五項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類（県に係るものに限る。）に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと（当該関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）」とあるのは「こと」とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二　基準日

三　その他参考となるべき事項

9　前項の規定により過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をする特別徴収義務者が、災害その他やむを得ない事情により、第四項から第六項まで及び前項の規定に従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなったことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかったとした場合において、第四項から第六項まで及び前項の規定に従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなったと認められるときは、この限りでない。

10　条例第十二条第三項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第十一条第二項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第十三条　条例第十三条第一項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、前条第一項各号に掲げる要件（当該特別徴収義務者が次項各号に掲げる特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第一項第三号

に掲げる要件を除く。）及び次に掲げる要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

一　当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

イ　当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

ロ　次に掲げる事項が記載された書類

⑴　特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

⑵　当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

⑶　当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

二　当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格Ｂ七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

2　前項の「特定要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一　前条第二項に定める要件

二　前項第一号ロ⑴の電磁的記録に、前条第二項第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

三　当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

四　当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

五　当該関係帳簿の保存期間（条例第十一条第一項の規定により関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該関係帳簿に係る宿泊税の納入期限後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第一項第二号及び同条第二項第三号に掲げる要件（当該特別徴収義務者が地方税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号に規定する機能（当該特別徴収義務者が地方税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号イに掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確

保しておくこと。

3　第一項の規定は、条例第十三条第二項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号及び第三号」と、「特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「特定要件（同項第二号ハからホまでに掲げるものに限る。）に従って」と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

4　条例第十三条第三項に規定する規則で定める場合は、条例第十二条第一項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者の当該関係帳簿又は同条第二項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者の当該関係書類の全部又は一部について、その保存期間（条例第十一条第一項又は第二項の規定により関係帳簿又は関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

5　第一項及び第三項の規定は、条例第十三条第三項の規定により関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（更正、決定等に関する通知書の様式）

第十四条　条例第十五条に規定する規則で定める様式は、宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼納入・納付通知書（第十七号様式）とする。

（賦課徴収）

第十五条　宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号。以下この条において「県税規則」という。）の定めるところによる。

2　この規則に定める様式のほか、大分県税事務所長は、宿泊税の賦課徴収に係る文書の様式について、県税規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和九年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　条例附則第五項の規定により行う特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第四条、第五条第一項から第三項まで及び第十一条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3　施行日から令和十年五月三十一日までの間における第八条の規定の適用については、同条第一号中「十二月間（以下この条において「要件適用期間」という。）」とあるのは「三月間」と、「三百六十万円」とあるのは「九十万円」と、同条第二号中「、宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第七条第一項の規定による登録の申請」とあるのは「宿泊施設の経営を開始し、かつ、令和九年六月一日までに条例第七条第一項の規定による登録の申請」と、同条第四号及び第五号中「要件適用期間」とあるのは「申請日の属する月の前十二月間」とする。

4　施行日から令和十年五月三十一日までの間における第九条第四項の規定の適用については、同項中「要件に該当する旨の確認をしようとする月の属する年の前々年十二月から前年十一月までの間」とあるのは、「令和九年六月から十一月までの間」と、「三百六十万円」とあるのは「百八十万円」とする。

（大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則の一部改正）

5　大分県宿泊税条例の施行期日を定める規則（令和八年大分県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「の施行期日は、令和九年六月一日」を「（第十六条を除く。）の施行期日は令和九年六月一日とし、同条例第十六条の施行期日は令和八年十月二十一日」に改める。